

潮流

バイオマス活用の再評価

顧問 小林 芳雄

2002年に「バイオマス・ニッポン総合戦略」が閣議決定され、国全体として総合的にバイオマスの活用を進める方針が初めて打ち出された。動植物に由来する再生可能な資源を、燃料・発電などのエネルギーや肥飼料・プラスチックなどの製品原材料として活用し、循環型社会の形成や地球温暖化の防止という現代的な重要課題に対応するとともに、広く新産業の創出や農山漁村の活性化に結びつけることを目標とした。

以来10年近くが経過したが、変換効率の向上、資源作物の開発などの技術的問題への対応、収集・運搬コストの低減等のそもそもの難しい課題をいかにクリアーしていかにか引き続き努力が重ねられている。また、今世紀になって顕在化してきた資源・食料の世界的供給不安の下で、バイオ燃料と食料供給との競合問題への対応が求められることになり、2008年の洞爺湖サミットでも採り上げられた。また施策推進上の構想・目標と現実の成果との間のギャップも生じ、行政評価調査において政策効果の明確化等を求められている。

こうした各般の課題を抱えつつも、近年バイオマスに対する一般的理解が深まるとともに、制度的支援策の強化や現場での取り組みが進みつつある。2007年にはバイオ燃料の実証事業がプロジェクトとして開始されるとともに、2008年にはいわゆる「農林漁業バイオ燃料法」が制定され、融資・税制上の支援措置が講じられた。また、この間全国の300近い地区でバイオマスタウン構想も策定されてきた。

更に2009年には「バイオマス活用推進基本法」の制定に至り、昨年12月には同法に基づき新たに「バイオマス活用推進基本計画」が閣議決定された。この基本計画においては、2020年に向けてバイオマスの利用拡大等の数値目標を掲げ、その実現のための各般の施策を講じる旨を定めている。

バイオマスには、廃棄物系と未利用資源、また資源作物など多様なものがある。その中で利用度合いが比較的低いものを挙げれば、林地残材はほとんど未利用、農作物非食用部（稲わら等）は「すきこみ」を除くと約30%の利用率であり、また資源作物は今後の効率的な生産技術の開発等が待たれるという状況にある。これら林地残材や稲わらなどの未利用バイオマスは農山漁村に広く存在するものであり、資源作物の栽培は耕作放棄地の有効活用にも結び付く。地域資源の有効活用と事業創出の効果は地域活性化に大きく期待しうるものであり、農山漁村の振興の観点からも今後特に重視すべき分野といえる。

また、バイオマスの利用側での積極的な活用方策の確立が求められる。基本計画ではバイオマスを活用した新産業について、新素材、バイオ燃料等新たなエネルギーや製品の産業化が進展することを前提として、2020年に新たに約5,000億円の市場を創出することを目指すとしている。そのためにはコスト面や技術面の課題に急いで取り組み、バイオマスの活用しやすい環境条件を整える必要がある。一方でコスト面について言えば、できるだけ安価の供給が望ましいことはもちろんであるが、バイオマスについては資源・環境、地域活性化などの多面的な目標と効果を有することに鑑み、その推進上の特別な配慮があってもよいと考えられる。即ち、その利活用・成長を促すための投資という意味でも、成長段階での相対的に高いコスト負担を前提に施策を考えていく必要がある。電力開発の面では、再生可能エネルギーのいわゆる固定価格買取制度の準備が進められ、バイオマスを含めた多様な資源活用の途が拓げられつつあり、今後のこうした動きにも注目していきたい。